

平成28年度 市町村・JA等 業務委託分担表

市町村・JA等	ア相継窓口・情報発信 説明会等の開催等	イ出し手の廻り 起こし	ウ当該地域の 権限等	エ出し手の交渉 必要経緯等	オ契約締結事務等 関係事務	カ借受農地データ ベース入力	キ受け手希望者 との交渉	ク農用地利用配分 計画(案)の作成・確認	ケ貸付農地データ ベース入力	コ受け手の農用 地利用状況報告	サその他	備考
角田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	
角田市農業振興公社												
白石市	○	○	○	-	-	○	-	-	○	○	-	
蔵王町	○	○	○	-	-	○	-	-	○	○	-	
七ヶ宿町	○	○	○	-	-	○	-	-	○	○	-	
大河原町	○	○	○	-	-	○	-	-	○	○	-	
村田町	○	○	○	-	-	○	-	-	○	○	-	
葉田町	○	○	○	-	-	○	-	-	○	○	-	
川崎町	○	○	○	-	-	○	-	-	○	○	-	
丸森町	○	○	○	-	-	○	-	-	○	○	-	
みやぎ仙臺農業協同組合	○	○	○	-	-	○	-	-	○	○	-	
仙台市	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
多賀城市	○	-	-	-	-	○	-	-	○	○	-	
松島町	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	-	
七ヶ浜町	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	-	
利府町	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	-	
仙台農業協同組合	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
亶理町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	
山元町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	
みやぎ亶理農業協同組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
名取市	○	○	○	-	-	○	-	-	○	○	-	
名取市農業協同組合	○	○	○	-	-	○	-	-	○	○	-	
名取市農業協同組合	○	○	○	-	-	○	-	-	○	○	-	
岩沼市	○	○	○	-	-	○	-	-	○	○	-	
岩沼市農業協同組合	○	○	○	-	-	○	-	-	○	○	-	
大和町	○	○	○	-	-	○	-	-	○	○	-	
大郷町	○	○	○	-	-	○	-	-	○	○	-	
豊富町	○	○	○	-	-	○	-	-	○	○	-	
大橋村	○	○	○	-	-	○	-	-	○	○	-	
あさひな農業協同組合	○	○	○	-	-	○	-	-	○	○	-	
大崎市	○	○	○	-	-	○	-	-	○	○	-	
古川農業協同組合	○	○	○	-	-	○	-	-	○	○	-	
いわてやま農業協同組合	○	○	○	-	-	○	-	-	○	○	-	
みどりの農業協同組合	○	○	○	-	-	○	-	-	○	○	-	
加美町	○	○	○	-	-	○	-	-	○	○	-	
巴麻町	○	○	○	-	-	○	-	-	○	○	-	
加美よつば農業協同組合	○	○	○	-	-	○	-	-	○	○	-	
涌谷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	
華里町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	
みどりの農業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	
栗原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	
栗つ農業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	
登米市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	
みやぎ登米農業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	
南三陸農業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	
石巻市	○	○	○	-	-	○	-	-	○	○	-	
東松島市	○	○	○	-	-	○	-	-	○	○	-	
いしのまき農業協同組合	○	○	○	-	-	○	-	-	○	○	-	
気仙沼市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	
南三陸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	
南三陸農業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	

農地中間管理事業推進活動方針

平成28年 9月26日策定
平成28年11月18日見直
宮城県農地中間管理機構
公益社団法人 みやぎ農業振興公社

本県農業の重要な課題は、①担い手を育成し、②その担い手に生産手段である農地を集約して、③地域の農業・農村を活性化させることで、農業の担い手のリタイアが進む現在、そのカバーも急務であり、担い手の育成と農地の集積のスピードが求められている。

そのための施策として10年間の集中期間で農地中間管理事業がスタートし、本県においても当公社が「農地中間管理機構」として宮城県の指定を受け、県が定める「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」のもとに事業を展開してきた。

農地中間管理機構として事業の3年目を迎え、「宮城県農地集積アクションプラン」や市町村が作成する「人・農地プラン」等を踏まえ、以下の目標を掲げ、活動方針を定め、一層の事業推進を図るものとする。

【目標】

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標**
おおむね10年後（H35年度）における担い手（※）への農地集積率9割
- 2 農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標**
担い手が利用する農用地の分散錯圃等の状況を把握し、連担化・団地化を進め、担い手経営体の大規模化、生産の効率化、高度化等を図る。

※担い手（県基本方針）

①認定農業者・②特定農業法人・③特定農業団体・④基本構想水準到達者・⑤集落営農組織（集落内を一括管理・運営）・⑥認定就農者・⑦企業参入者を地域農業の担い手と位置付けています。

【活動方針】

- ①機構集積協力金の有効活用により推進します。**
 - ・制度の一層の周知を図り、機構への貸付けに踏み切るきっかけとします。
- ②既存賃貸借契約期間満了案件を機構事業へ誘導します。**
 - ・機構事業介入率を高め、農地中間管理権による再配分調整機能を活用し、担い手農家が利用する農用地の連担化・団地化を進めます。
- ③本格的な人・農地プラン等の作成により推進します。**
 - ・地域農業の高齢化・農地の状況等を踏まえ、人・農地プランの見直しにおいて地域合意を目指します。
- ④重点実施区域及びモデル地区を中心として推進します。**
 - ・地域コーディネーターを中心に地域に根ざした推進を図ります。
 - ・成果を成功事例として県内他地域へのヨコ展開を図ります。
- ⑤ほ場整備実施地区を積極的に推進します。**
 - ・農業農村整備事業関係機関との連携により、担い手への集積手法の高度化・安定化への誘導を実施します。
 - ・「農作業受託」から「農地中間管理事業による賃貸借」への誘導を図ります。
- ⑥県内全体を対象として推進します。**
 - ・関係機関等の広報誌、マスコミ等の活用を図ります。
 - ・関係機関等組織幹部との連携、協力を強化します。
 - ・産業界との連携強化に努めます。
 - ・受け手対策：関係機関等との連携による各種会議研修会等の活用を図ります。
 - ・出し手対策：土地持ち非農家等を意識した広報等を実施します。

【重点実施事項】

- 1 機構理事長による市町村長等巡回訪問の継続的实施**
 - ・市町村・JA等関係機関トップ及び産業界へ役員による理解促進。
 - ・H28から新たに土地改良区も対象として実施。
- 2 担い手農業者組織等との事業連携協定締結**
 - ・受け手となる担い手農業者5組織、融資2機関と協定締結し、機構事業の普及啓発と事業活用に向けた定期的な意見交換開催等の取組。
- 3 農業委員会組織との連携強化（制度変更への対応）**
 - ・農業委員会法改正に伴い新設される「農地利用最適化推進委員」（H28から3ヶ年間で県内全農業委員会に配置予定）との連携をはじめ、農地集積や遊休農地対策などの農業委員会組織活動との連携を強化。
- 4 土地改良事業との一層の連携等**
 - ・「農地整備事業との連携強化」（県農林水産部長通知 H28.4.14付）に基づき基本的に全ての農地整備実施地区を農地中間管理事業のモデル地区に設定し、積極的に機構事業を活用した農地集積・集約化を促進。
 - ・県土地連と業務委託契約締結し、事業実施地区での推進体制を強化。
- 5 地域コーディネーターの倍増**
 - ・事業開始3年目を迎え、普及啓発から一層の実務推進に向けた体制を強化するため、7人体制から14人体制へ増員。
- 6 農地中間管理システム等の活用による業務改善・円滑化**
 - ・宮城県機構開発帳票作成システム及び実績管理システム活用の他、県機構と連絡協議会の立ち上げによる業務改善等の円滑化。
- 7 実績分析と今後の推進方策検討**
 - ・専門家への業務委託により、実績分析による現状把握とその対策の検討。
※東北大学と業務委託契約締結し、集落営農を機構事業活用へ誘導するための方策検討。
- 8 畜産的利用拡大による農地集積と経営合理化の推進**
 - ・草地・採草放牧地等の有効活用・水田での飼料用米等に向けた検討。
 - ・酪農協へのアプローチ。
- 9 機構事業活用の体系化**
 - ・機構集積協力金に頼らない推進手法の検討。
※他事業・制度との併用活用の例示（機構事業とのパッケージング手法）。

【関係機関との役割分担】

活動方針及び重点実施事項に掲げた事項を着実かつ円滑に実施していくため、市町村・農業委員会・JA・土地改良区等の関係機関が以下の役割分担のもと、事業を推進していきます。

○市町村

今後の地域農業の在り方等を具体化した「人・農地プラン」の作成・見直し等を通じた地域での話し合いを促進し、円滑な事業活用に向け各種支援を行います。

具体的には、相談対応や出し手の掘り起こし活動、借受け予定地の確認、情報発信や説明会の開催等の業務を行います。

○農業委員会

農業委員会は地域農業の現況に精通していることから、地域の農地利用の調整や、農地の利用状況調査・利用意向調査で把握した情報を活用した耕作放棄地等の利用促進の役割を担います。

なお、農地利用最適化推進委員の設置等による相乗効果を早期に発揮していくためにも、更なる機構との連携の強化を図る必要がありますので、今後、具体的な方策を検討していきます。

○JA

農地利用集積円滑化団体としてのノウハウを活かしながら農地集積の調整を行い、地域の合意形成の支援、効率的な農地利用の調整等の役割を担います。

具体的には、出し手・受け手との交渉、契約締結の支援、情報発信や説明会の開催等の業務を行います。

○土地改良区

ほ場整備を契機に担い手への農地集積を推進するため事業実施地区において、農地中間管理事業のモデル地区に設定するなどし、事業活用推進に務めます。

○県

関係各課で構成する農地集積推進本部を設置し、事業の推進、進行管理、情報共有等を行うとともに、関係機関との連携・調整を行います。

また、各圏域の事情に臨機応変に対応できるよう、各地方振興事務所単位に地方推進本部を設置し、各圏域における事業の推進、進行管理等を行います。

さらに、農地中間管理機構に対して、事業に要する経費の助成や遂行上の指導・助言など、円滑な事業遂行のための支援を行います。

平成28年度第3回農地中間管理事業に係る借受希望者の募集結果公表について

1. 農用地等の借受希望者の募集について

- (1) 第3回募集 平成28年10月17日 ～ 11月17日
(応募方法等は借受希望者の募集要項による)
- (2) 募集の区域 県内33市町 募集区域83区域
(市町村の意見を聞いて決定、空白区域無し)

	回	区域設定			
		人・農地プラン	市町村	市町村内町・字	その他
市町村数	H28第3回まで	10	19	2	4

※ 市町村により複数に該当するため合計は合わない。

2. 応募者の公表について

平成28年12月 9日より、公社HP (<http://www.miyagi-agri.com>) で公表する。

【公表リストの内容】

- | |
|-----------------------------|
| ① 氏名又は名称 |
| ② 当該区域内の農業者、区域外の農業者、新規参入者の別 |
| ③ 借受けを希望する農用地等の地目、面積 |
| ④ 借受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別 |

3. 応募状況について(概要)

- (1) 借受を希望する経営体数及び借受希望面積
- ・77経営体からの応募があり、うち法人が11で約14%を占めた。
 - ・応募した経営体数は、県内認定農業者6, 138(H27年度末)の約1%に相当する。
H28第3回までと合わせると約56%相当となった。
 - ・借受希望面積は712haで、うち法人の借受希望面積は394haで約55%を占めた。
H28第3回までと合わせると29, 477haとなった。

	回	借受希望した経営体数			借受希望面積		
		うち法人	区域外	新規参入	うち法人		
経営体数	H28第2回まで	3,360	320	286	21	28,765	11,575
	第3回	77	11	10	0	712	394
計		3,437	331	296	21	29,477	11,969

(2) 1経営体当たりの借受希望面積の分布

- ・借受希望面積が5ha以下の経営体が56で全体の約7割を占め、1経営体当たりの借受希望面積は9.2haとなった。H28第3回までと合わせると2,604経営体で全体の約76%を占め、1経営体当たりの借受希望面積は8.6haである。
- ・借受希望面積が50haを超える経営体が3であった。H28第3回までと合わせると76経営体となる。

(単位:ha(面積))

	回	借受希望面積						
		1以下	～2	～5	～10	～50	～100	100超
経営体数	H28第2回まで	507	535	1,506	467	272	49	24
	第3回	7	11	38	7	11	3	0
計		514	546	1,544	474	283	52	24

(3) 借受希望した経営体数毎の市町村数

- ・借受希望した経営体数が50を超える市町村は14であった。

	回	経営体数				
		0	～10	～50	～100	101～
市町村数	H28第2回まで	0	4	15	4	10
	第3回		-1	1	-1	1
計		0	3	16	3	11

(4) 公募区域毎の応募状況

- ・応募区域のうち、応募のあった区域は43で全体の約52%であった。
- ・応募件数は99件で、借受希望面積は712haとなった。
H28第3回までと合わせると3,870件で29,477haとなった。

	回	応募有り			応募無し
		公募区域数	応募件数	借受希望面積	公募区域数
公募区域(83)	H28第2回まで	80	3,771	28,765	3
公募区域(83)	第3回	43	99	712	40
計			3,870	29,477	

※ 複数区域に応募している応募者があり、応募件数及び借受希望面積は延べ数である。

別記様式

平成28年度 第3回 農地中間管理事業借受希望募集取りまとめ結果 (H28.12.9)

No	管内区分	市町村名	区域 (募集の単位)	H28第2回まで		第3回		合計	
				申込者数(件)	申込面積(ha)	申込者数(件)	申込面積(ha)	申込者数(件)	申込面積(ha)
1	大河原	白石市	白石	3	4.0			3	4.0
2			越河	0	0.0			0	0.0
3			斎川	2	2.3			2	2.3
4			大平	6	7.2			6	7.2
5			大鷹沢	3	5.0			3	5.0
6			白川	3	8.0			3	8.0
7			福岡	6	13.5		2.0	6	15.5
8			深谷	2	3.2			2	3.2
9			小原	0	0.0			0	0.0
			小計	25	43.2	0	2.0	25	45.2
10		角田市	市内全域	116	560.3	2	8.0	118	568.3
11		蔵王町	町内全域	38	173.5			38	173.5
12		七ヶ宿町	町内全域	20	82.9			20	82.9
13		大河原町	町内全域	9	115.6	3	6.5	12	122.1
14		村田町	村田	8	106.0			8	106.0
15			沼辺	8	75.0			8	75.0
16			菅生	1	5.0			1	5.0
			小計	17	186.0			17	186.0
17		柴田町	船岡・新田・上名生	11	28.5			11	28.5
18			中名生	8	58.0			8	58.0
19			下名生	9	52.5			9	52.5
20			槻木	18	38.3			18	38.3
21			四日市場	22	28.7			22	28.7
22			上川名	8	17.0			8	17.0
23			富沢	8	16.5			8	16.5
24			入間田	12	20.7			12	20.7
25			葉坂	9	20.5			9	20.5
26			成田	6	14.1			6	14.1
27			海老穴・小成田	6	14.3			6	14.3
28		船迫	10	31.2			10	31.2	
	小計	127	340.3	0	0.0	127	340.3		
29	川崎町	町内全域	21	98.0			21	98.0	
30	丸森町	町内全域	31	243.4			31	243.4	
	小計	9	30	404	1,843.2	5	16.5	409	1,859.7
31	仙台	仙台市	市内全域	175	2,169.0	2	4.5	177	2,173.5
32		塩竈市	※農業振興地域整備計画無し						0
33	名取市	増田	12	79.5	2	25.0	14	104.5	
34		関上	19	422.3	2	25.0	21	447.3	
35		下増田	9	255.0	1	5.0	10	260.0	
36		館腰	31	286.4	4	31.0	35	317.4	
37		愛島	19	138.5	2	25.0	21	163.5	
38		高館	7	61.0	2	25.0	9	86.0	
		小計	97	1,242.7	13	136.0	110	1,378.7	
39	多賀城市	市内全域	42	149.2			42	149.2	
40	岩沼市	市内全域	43	941.4	1	5.0	44	946.4	
41	亘理町	町内全域	74	691.2			74	691.2	
42	山元町	町内全域	45	680.1	2	20.0	47	700.1	
43	松島町	町内全域	29	228.0	3	4.2	32	232.2	
44	七ヶ浜町	町内全域	11	116.3			11	116.3	
45	利府町	町内全域	9	29.3	1	1.0	10	30.3	
46	大和町	吉岡(旧町村)	3	24.0	1	1.0	4	25.0	
47		宮床・小野(旧町村)	5	84.5	1	1.0	6	85.5	
48		吉田(旧町村)	8	67.0	1	1.0	9	68.0	
49		鶴巣(旧町村)	10	79.4	3	6.5	13	85.9	
50		落合(旧町村)	9	129.0	1	2.0	10	131.0	
	小計	35	383.9	7	11.5	42	395.4		
51	大郷町	町内全域	38	334.5	2	7.0	40	341.5	
52	富谷市	市内全域	10	70.5			10	70.5	
53	大衡村	村内全域	12	77.8	2	24.0	14	101.8	
	小計	13	22	620	7,113.9	33	213.2	653	7,327.1

別記様式

平成28年度 第3回 農地中間管理事業借受希望募集取りまとめ結果(H28.12.9)

No	管内区分	市町村名	区域 (募集の単位)	H28第2回まで		第3回		合計		
				申込者数(件)	申込面積(ha)	申込者数(件)	申込面積(ha)	申込者数(件)	申込面積(ha)	
54	北部	大崎市	古川	383	1,599.4	3	11.5	386	1,610.9	
55			松山	53	477.8			53	477.8	
56			三本木	62	298.3			62	298.3	
57			鹿島台	57	385.4	3	146.5	60	531.9	
58			岩出山	110	429.5			110	429.5	
59			鳴子温泉	31	100.9	1	1.0	32	101.9	
60			田尻	132	760.8	1	1.0	133	761.8	
			小計	828	4,052.1	8	160.0	836	4,212.1	
61			色麻町	町内全域	65	410.0	3	10.0	68	420.0
62			加美町	町内全域	54	716.2	3	58.0	57	774.2
63		涌谷町	町内全域	145	861.0	5	26.0	150	887.0	
64		美里町	小牛田	77	372.7	1	7.0	78	379.7	
65			南郷	134	874.9	2	5.0	136	879.9	
			小計	211	1,247.6	3	12.0	214	1,259.6	
		小計	5	12	1,303	7,286.9	22	266.0	1,325	7,552.9
66	北部栗原	栗原市	市内全域	353	2,873.5	9	60.0	362	2,933.5	
	小計	1	1	353	2,873.5	9	60.0	362	2,933.5	
67	東部登米	登米市	市内全域	529	3,503.0	8	44.0	537	3,547.0	
	小計	1	1	529	3,503.0	8	44.0	537	3,547.0	
68	東部	石巻市	石巻	49	446.6			49	446.6	
69			河北	69	776.0	3	8.5	72	784.5	
70			河南	159	1,272.1	4	19.0	163	1,291.1	
71			北上	7	217.5			7	217.5	
72			桃生	61	757.5	1	3.0	62	760.5	
73			牡鹿	0	0.0			0	0.0	
			小計	345	3,469.7	8	30.5	353	3,500.2	
74			東松島市	矢本	28	341.5	1	3.0	29	344.5
75				小松	38	321.5	1	3.0	39	324.5
76				大曲	22	413.5	1	2.0	23	415.5
77		赤井		50	384.6	2	3.0	52	387.6	
78		大塩・西福田		32	279.8			32	279.8	
79		宮戸・野蒜・大塚・東名		6	257.0			6	257.0	
80		小野・根古・高松・新田		13	153.0			13	153.0	
81		上下堤・川下・浅井		6	254.2	1	2.0	7	256.2	
82		牛網・浜市		10	218.0	1	2.0	11	220.0	
		小計		205	2,623.1	7	15.0	212	2,638.1	
83		女川町	※農業振興地域整備計画無し					0	0.0	
		小計	2	15	550	6,092.8	15	45.5	565	6,138.3
84		気仙沼	気仙沼市	市内全域	11	47.1	3	31.0	14	78.1
85			南三陸町	町内全域	1	5.0	4	36.0	5	41.0
		小計	2	2	12	52.1	7	67.0	19	119.1
		合計	33	83	3,771	28,765.4	99	712.2	3,870	29,477.6

※注意

「借受希望申込者数」については、複数の区域に応募している経営体があるため、のべ数である。

「借受希望者申込者数」の申込面積(ha)の合計と「借受希望者リスト」の全県の応募経営体数計(m)について、端数切り捨てにより誤差が生じている。

農地中間管理事業 進行状況

宮城県農地中間管理機構

H28.11.30機構把握一ヶ月

No	市町村	H22耕地 面積 (ha) A	機構借入(農用地利用集積計画)										機構貸付(農用地利用配分計画)										
			H28機構借入合計					機構借入累計(H26からの累計)					H28機構貸付合計					機構貸付累計(H26からの累計)					
			件数	面積 B(ha)	金納(千円)	物納(Kg)	進捗率 (参考) B/A	件数	面積 Bt(ha)	金納(千円)	物納(Kg)	進捗率 (参考) Bt/A	件数	面積 C(ha)	金納(千円)	物納(Kg)	進捗率 (参考) C/A	件数	面積 Ct(ha)	金納(千円)	物納(Kg)	進捗率 (参考) Ct/A	
1	白石市	3,550	1	0.2	3	0	0.0	0	0	0.1	3	1.9	8	300	0	0.0	3	1.9	8	300	0	0.1	
2	角田市	4,720	96	61.5	617	13,424	1.3	443	257.6	1,824	64,290	5.5	74	49.7	358	11,438	1.1	399	232.9	1,560	59,201	4.9	
3	蔵王町	2,400	7	2.1	0	675	0.1	24	15.4	305	3,426	0.6	17	11.9	160	2,805	0.5	23	15.4	305	3,426	0.6	
4	七ヶ浜町	592	2	2.4	64	527	0.4	20	11.4	632	1,453	1.9	0	0.0	0	0	0.0	4	9.0	569	926	1.5	
5	大河原町	611	8	4.6	77	2,386	0.8	11	5.4	97	2,746	0.9	4	3.1	0	1,816	0.5	7	3.9	20	2,176	0.6	
6	村田町	1,650	10	4.5	32	1,705	0.3	63	27.9	445	8,275	1.7	11	12.5	17	4,215	0.8	13	23.6	413	6,030	1.4	
7	柴田町	1,020	39	19.0	1	6,427	1.9	133	62.0	367	27,725	6.1	9	10.4	0	3,913	1.0	37	53.4	366	25,211	5.2	
8	川崎町	1,990	3	3.7	0	1,121	0.2	26	22.8	164	6,075	1.1	4	4.5	0	2,104	0.2	23	20.4	164	5,366	1.0	
9	丸森町	3,230	62	34.9	33	9,976	1.1	190	124.7	4,702	12,697	3.9	2	1.0	25	119	0.0	11	89.7	4,669	2,721	2.8	
10	仙台市	5,830	159	92.0	10,301	0	1.6	638	362.6	42,097	0	6.2	147	82.0	9,156	0	1.4	623	352.7	40,953	0	6.0	
11	塩竈市	14	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	
12	名取市	2,460	112	91.2	4,685	0	3.7	230	201.6	10,554	0	8.2	21	23.3	1,283	0	0.9	58	131.6	7,019	0	5.3	
13	多賀城市	358	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	
14	岩沼市	1,290	244	170.4	9,437	0	13.2	469	389.8	20,575	0	30.2	56	163.0	9,315	0	12.6	96	337.1	18,205	0	26.1	
15	亘理町	2,460	0	0.0	0	0	0.0	22	19.1	1,473	3,857	0.8	2	2.0	43	848	0.1	20	19.1	1,473	3,857	0.8	
16	山元町	1,230	109	47.0	4,309	2,013	3.8	126	61.1	4,541	8,467	5.0	21	49.3	4,309	3,250	4.0	34	61.1	4,541	8,467	5.0	
17	松島町	1,010	11	5.2	458	0	0.5	86	59.3	5,619	0	5.9	11	5.2	458	0	0.5	86	59.3	5,619	0	5.9	
18	七ヶ浜町	119	56	21.0	1,020	0	17.7	237	85.1	4,121	0	71.5	0	0.0	0	0	0.0	181	64.1	3,101	0	53.8	
19	利府町	461	0	0.0	0	0	0.0	3	1.6	117	0	0.4	0	0.0	0	0	0.0	3	1.6	117	0	0.4	
20	大和町	2,520	9	8.7	523	1,650	0.3	83	105.8	10,021	3,030	4.2	4	6.2	404	1,050	0.2	15	103.4	9,902	2,430	4.1	
21	大畑町	2,190	97	111.9	12,012	308	5.1	198	225.3	21,242	5,229	10.3	24	130.9	13,338	2,575	6.0	39	205.7	19,080	5,229	9.4	
22	富谷市	717	5	8.8	205	2,880	1.2	5	8.8	205	2,880	1.2	2	3.4	0	2,010	0.5	2	3.4	0	2,010	0.5	
23	大衡村	1,400	0	0.0	0	0	0.0	11	14.0	214	4,030	1.0	8	12.1	150	3,510	0.9	11	14.0	214	4,030	1.0	
24	大崎市	19,000	165	172.0	23,259	4,580	0.9	461	468.9	68,554	9,895	2.5	103	111.4	14,923	5,310	0.6	230	389.3	59,206	9,395	2.1	
25	色麻町	2,890	19	55.4	6,397	0	1.9	158	209.6	27,394	0	7.3	8	61.5	7,035	0	2.1	39	209.6	27,394	0	7.3	
26	加美町	6,280	0	0.0	0	0	0.0	159	218.3	23,359	2,678	3.5	5	2.2	260	0	0.0	30	218.3	23,359	2,678	3.5	
27	涌谷町	3,470	77	69.7	10,828	4,740	2.0	200	172.4	24,968	5,190	5.0	60	49.6	8,030	2,520	1.4	172	148.7	21,690	2,970	4.3	
28	養里町	5,010	42	43.0	5,937	1,530	0.9	221	245.0	39,170	8,023	4.9	44	38.3	5,220	1,650	0.8	148	238.3	38,223	8,023	4.8	
29	栗原市	18,500	94	87.5	2,653	31,883	0.5	507	497.2	26,039	153,434	2.7	163	162.0	5,492	66,415	0.9	424	494.0	25,993	151,580	2.7	
30	登米市	18,400	196	155.3	18,309	16,459	0.8	748	670.0	90,014	22,127	3.6	223	230.4	29,183	16,459	1.3	621	628.1	84,484	22,127	3.4	
31	石巻市	9,360	133	114.4	9,062	25,619	1.2	375	366.8	35,155	74,651	3.9	194	193.3	17,047	50,492	2.1	330	358.3	34,685	71,581	3.8	
32	東松島市	2,510	86	55.8	4,425	8,539	2.2	433	346.9	30,282	34,930	13.8	104	92.9	5,030	17,683	3.7	222	328.6	28,931	31,589	13.1	
33	女川町	14	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	
34	気仙沼市	1,430	106	31.9	731	4,670	2.2	121	34.8	836	4,670	2.4	4	31.9	731	4,670	2.2	5	34.8	836	4,670	2.4	
35	南三陸町	989	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	
累計		129,655	1,948	1,474.2	125,377	141,112	1.1	6,404	5,292.9	495,096	470,078	4.1	1,327	1,545.3	131,972	204,852	1.2	3,909	4,860.9	463,097	436,593	3.7	
平均	26年度	981	882.9	81,208	87,260	0.7	320	450.1	38,480	43,408	0.3	2,305	2,904.7	295,169	200,993	2.2							
平均	27年度	3,500	2,953.4	290,067	246,020	2.3																	



農地中間管理事業と関連施策との併用で よりよい農業経営・地域づくりを！

地域活性化のために！

個人・組織経営における 問題の再認識

- 農業所得の減少
- 高コスト体質
- 重労働
- 農地分散・非効率の作業等

地域農村の問題の共有

人と農地の問題

- 担い手の高齢化・減少・不足
- 非効率な農地利用
- 耕作放棄地の発生
- 集落・地域農業の危機
- コミュニケーション不足 等

話し合い

地域農業の将来像 (人・農地プラン)

- 地域に担い手はいるか、いない場合だれに頼むのか
- 誰が何を作っているのか
- 将来の集落、地域農業はどうあるべきか



課題は？

課題の整理・解決

農地中間管理事業の活用で解決！

農地の集積・集約化

- 大規模かつ集約化での農業経営
 - 経営農地の交換
- 生産コスト減少, 作業の効率化・省力化, 農業所得の増加
- 意欲ある担い手への集積・集約化



地域における効率的な農地利用

耕作放棄地の発生防止

- 受け手不在農地のマッチング



効率的な農地利用

新規就農, 農業参入の促進

- 機構が農地の出し手と交渉
- まとまった農地の融通



地域農業の担い手の確保

効果的な活用に向けて

併用施策のケース (詳細は裏面)

個人・地域に合った施策を選択！

ケース1: 農地を使いやすく

- 農地整備事業
- 農地耕作条件改善事業等

ケース2: 安定経営のために

- 農業法人設立支援
- 経営体育成支援事業
- スーパー資金(農業制度資金)の金利負担軽減措置
- 青年就農給付金(経営開始型)等

ケース3: 中山間地域では

- 中山間地域等担い手収益力向上支援事業
- 経営体育成支援事業等

ケース4: 畜産部門では

- 飼料生産型酪農経営支援事業
- 畜産公共事業

その他の施策(負担軽減等)

- 税制優遇制度(固定資産税, 相続税, 贈与税)
- 機構集積協力金交付事業

※市町村, 県農業会議, 県農業協同組合中央会, 県土地改良事業団体連合会, (株)日本政策金融公庫, 農地中間管理機構, 県等が連携し, 支援を行っています。農地中間管理事業と上記等の関連施策を併せた活用で, 農業経営・地域農業のより効果的な発展が期待されます。

農地中間管理事業との併用により、成果が期待される事業・制度の例(H28年度)

農地を使いやすく

農地整備事業区域において、換地と併せて農地中間管理事業を展開することにより、担い手への農地集積・集約化を実現

①農地整備事業【農村整備課】

水田地帯における地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、農地の更なる大区画化と地下灌漑施設等の生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施(※農地整備事業のうち農業競争力強化基盤整備事業は、農地中間管理事業のモデル地区内において、当該年度に機構との連携が確実と見込まれる事業を優先し、国予算が配分される)

②農地耕作条件改善事業【農村整備課】

担い手への農地の集積・集約化が行われ、又は基盤整備の実施により今後行われると見込まれる地域において、区画拡大、暗渠排水等に加え、土壌改良をはじめとする「受け手」のニーズに対応した基盤整備を支援(※本事業の実施区域は、農地中間管理事業の重点実施区域、当事業の実施により、重点実施区域に指定されることから確実と見込まれる区域)

安定経営のために

農業法人化も見据えての農地中間管理事業活用による農地の確保、集積・集約に加え、機械・施設等の導入や新規就農者・雇用就農者の定着促進のための支援を活用

①農業法人設立支援【県担い手育成総合支援協議会】

法人化に向けた専門家(コンサルタント)の無料派遣等実施

③スーパール資金(農業制度資金)の金利負担軽減措置

【日本政策金融公庫・農林水産経営支援課】

人・農地プランの中心経営体として位置付けられる等、担い手である認定農業者 独立・自営就農した認定新規就農者の定着を図るため、青年就農給付金を給付(年間最大150万円、最長5年間)

⑤農業経営力向上支援事業【農業振興課】

集落営農の組織化・法人化及び複数個別経営の法人化等の取組等を支援(法人化(40万円)、集落営農の組織化(20万円))

②経営体育成支援事業(融資主体補助型)【農業振興課】

人・農地プランに位置付けられた中心経営体等が融資により、農業機械等を導入する場合、融資等の残額について事業費の3割を上限に支援

④青年就農給付金事業(経営開始型)【農業振興課】

独立・自営就農した認定新規就農者の定着を図るため、青年就農給付金を給付(年間最大150万円、最長5年間)

⑥農の雇用事業(雇用就農者育成タイプ)【県農業会議】

農業法人等が就業希望者を新たに雇用して、生産技術や経営ノウハウ等を習得させる研修を実施する場合に、研修経費の一部を助成(年間最大120万円、最長2年間)

中山間地域では

農地の集積・集約化と併せて、地域特性に応じた収益性改善のための支援を活用

①中山間地域等担い手収益力向上支援事業【農業振興課】

担い手が作成し、市町村が認定する「収益力向上計画」に基づき、(1)収益力の高い作物を導入する取組や(2)作物の価値向上を図る取組に対して、取組面積に応じて支援を行うもの(補助率:定額(5万円/10a以内))

③みやぎの農業・農村地域活力支援事業【農業振興課】

農業・農村地域において地域の創意と主体性に基づき、持続可能な農業経営と地域農業の活性化を目的として取り組む活動を支援(共同利用農業施設・機械の導入支援、6次化等(特産品づくり等)の支援、販売戦略(PR、販路拡大)支援)するもの

②経営体育成支援事業(条件不利地域補助型)【農業振興課】

経営規模が小規模・零細な地域において意欲ある経営体が共同利用機械等を導入する場合の経費を支援する事業
(補助率:整備内容の1/2以内(一部1/3)、4,000万円上限)

畜産部門では

輸入飼料依存からの脱却が課題である中、草地集積を図り、自給飼料の生産促進等の支援を活用

①飼料生産型酪農経営支援事業【畜産課】

自給飼料の生産を行い、かつ環境負荷軽減に取り組んでいる酪農家に対して、飼料作物の作付面積に応じて交付金を交付等するもの
(交付金単価 15,000円/ha)

②畜産公共事業(畜産担い手育成総合整備事業)

【みやぎ農業振興公社】
畜産地帯における安定的な粗飼料の確保と自給率向上のための飼料生産基盤の造成・整備、畜舎等の農業用施設の整備を行う事業

※掲載した事業・制度には、年度途中から活用できないものがありますので、ご注意ください。

● 農地中間管理事業の活用を希望される皆様へ ●

<申請に必要な書類>

【貸付人（農地を所有されている方）】

1. 印鑑（実印）
2. 印鑑証明書（自署の場合は不要です。）
3. 金融機関の通帳と通帳の届け出印
（賃借料振込み又は手数料の引き落としを行うため：物納の場合を含む）
4. 登記事項証明書（登記事項要約書でも可）
5. 本人と確認出来る書類（運転免許証又は健康保険証等）
6. 委任状（代理申請の場合）

【借受人（耕作される方）】

1. 印鑑（認印で結構ですが、金融機関の通帳の届出印でもよろしいです。）
2. 金融機関の通帳と通帳の届け出印
（賃借料又は手数料の引き落としを行うため：物納の場合を含む）
3. 本人と確認出来る書類（運転免許証又は健康保険証等）をご持参下さい。
4. 委任状（代理人申請の場合）

<相談・申請窓口>

市町村、農業委員会、随時、相談・申し込みを受け付けます。

① <申請から許可・公告までの流れ>

※【貸付人（農地を所有されている方）】

- ① 受付を行った申請書等は、一度、農地中間管理機構（みやぎ農業振興公社）へ送付し、各月ごとに書類を取りまとめ、月末に開催される市町村農業委員会へ諮った上で、許可・公告を行うこととなります。

受付から許可・公告まで概ね3～4ヶ月を要します。

【借受人（耕作される方）】

- ② 受付を行った申請書等は、農地中間管理機構（みやぎ農業振興公社）へ送付し、機構から県へ申請後、縦覧を経て県知事より認可・公告となります。

受付から認可・公告まで概ね5～6ヶ月を要します。

<本人記載>

申請書の記載は本人の自署が原則です。

<委任状>

代理人（行政書士等）が申請する場合は、委任状と代理人の住所が確認できるものを持参して下さい。

※行政書士でない方が、業として官公署の窓口へ提出する申請書等を、他人の依頼を受け報酬を得て作成することは、法律違反になることがあります。

<農用地利用集積計画書（貸付人）・農用地利用配分計画書（借受人）>

公告後に計画書（契約書写し）の1部を受理していただきます。

この計画書が、賃貸借契約書に代わるものとなりますので契約期間中は大切に保管願います。

<貸付期間>

事業の制度上、農地の貸付期間は原則10年以上となります。

<賃借料の設定>

賃借料には金納、物納があります。場合によっては無償（使用貸借）による貸付もありますが、賃借料の区分毎に申し込みを行っていただくこととなります。（関係市町村の農地の近傍類似賃借料や農地の賃借料情報等を参考に設定します。）

<賃借料の精算>

賃借料の精算は、金納の場合、毎年11/10（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に借受人の指定口座から引落します。毎年11/25に貸付人の指定口座へ振り込みいたします。

物納の場合は、借受人から貸付人へお渡しください。機構から確認書を送付しますので返信ください。

<手数料>

賃借料に対して1パーセントの手数料を毎年機構に収めていただくこととなります。

（例示：賃借料10,000円の場合は100円となります。）

貸付人へは、賃借料から手数料を差し引いた額を指定口座へ振込ます。

借受人からは、手数料を賃借料に上乗せした額を指定口座から引落します。

賃借料が物納の場合には、別途手数料のみ指定口座から引き落とします。

※徴収した手数料は、機構事業で国の補助対象とならない経費や担い手農業者への支援等に活用されます。

<贈与税>

貸付申請農地が生前一括贈与を受けた特例農地で、贈与税の特定貸付に該当する場合は、認可・公告後2ヶ月以内に農地を管轄する税務署への届け出が必要となります。

（手続きを怠ると、猶予されている贈与税を納付することが必要となりますので注意願います。）

<農業者年金受給者>

現在、農業者年金を受給している方、近々受給予定の方については別途相談願います。

<借受人（耕作される方）>

貸付できる借受人の条件は、借受希望された方のうち当該農地のある市町村の認定農業者または、当該農地の人・農地プランの中心経営体等であることが必要です。



農地中間管理機構 3年目の成果と課題

東日本大震災による津波で住宅や農機を失い、営農を続けるのが難しくなった農家が続出した宮城県東松島市の沿岸部、西矢本地区。地元農家が結成した農業生産法人、(株)めいーとは、1,200戸から農地を引き受け

現在、同社は130畝で水稲、大豆、大麦などを栽培する。2013年11月の設立当初の45畝に加え、14年度以降は農地中間管理機構(農地集積バンク)を通じて85畝を借り受け、営農再開が難しい農家の農地が耕作放棄地になるのを防いだ。

震災復興 宮城県東松島市



トラクターを確かめる土井副社長(宮城県東松島市で)

法人への集積が加速

16年度末までにバンクを通じて50に19畝が集

4畝程度で経営していたが、法人を成り立たせる通しも立ったと実感す

まり、合計149畝を引ために100畝規模の面積確保を重視。バンクを活用して農地を集めた。

農地確保に向けて同社が有視したのは、地域単位でバンクに農地を貸し付けると交付される協

力金だ。離農する個人農家に対し、バンクへの貸付面積に応じて交付額が決まる経営転換協力金、地区内の農地をどれだけ担い手に集めたかの割合に応じて交付額が決まる地域集積協力金を足掛かりに話し合いを進めた。「自分たちに任せてほしい。協力金は生活再建にも充てられる」農機を失い、個人で営農を再開するにしても多

受け手増加も不足懸念

額の投資が必要となる機械なども充実させない中、土井副社長は同社の「メンバーは地元農家に説明を重ね、農地の貸し出しを呼び掛けた。」

結果、地区内200畝のうち、14年度時点で104畝の合意を得た。津波被害後の整備が完了した85畝から営農を再開しに設立した法人だ。県全体の集積の4分の1近い700畝を担う。

を合わせると、地区全体の集積割合は7割に達し、地区全体に総額2370万円の地域集積協力金が交付される見通しが立った。農地の受け手、688名は、まだ工事が完了し手の両方に配分する。同社は「今、工事中

の農地の持ち主の中には、営農再開が難しい人も多い。今以上に受け手が必要になる(担い手育成部)と指摘する。「農地が一定に集まり、

水田を守る

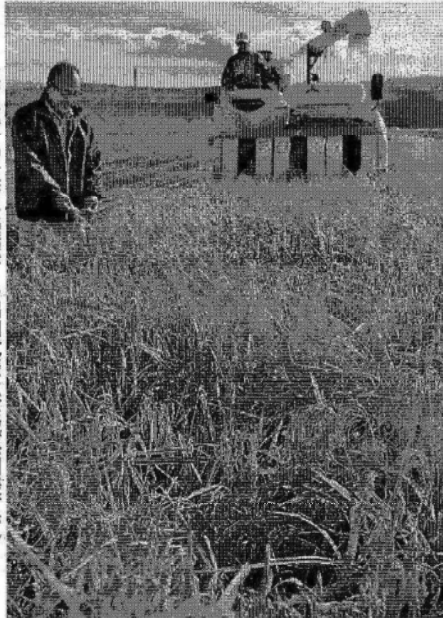
東北の担い手組織

宮城県加美町の農事組合法人・いかずちは、農地中間管理機構（農地集積バンク）を活用し、地区の9割以上に当たる130㍎を集積した。水稲種子の作付け地を集約して品種ごとにまとめ、作業効率を向上させた。さらに地域集積協力を活用し、8条田植え機4台を新調。田植えの作業期間を短縮するなど省力化を実現した。

前身の雷生産組合は、雷地区内の34人で2007年に発足。機械の共同利用組合として「ひとめぼれ」「まなむすめ」「げんきまる」の種子を生産してきた。高齢のため農業を引退する人が多く、地域の農地の受け皿となる必要があると判断。15年度に法人化した。現在は役員26

宮城県加美町 農事組合法人いかずち

種子生産 品種別に集約



水稲種子の生育を確認する畠山代表（宮城県加美町で）

作業時間の圧縮実現

人が法人を運営する。農家44人から135㍎を引き受け、このうち130㍎は農地集積バンクを通じて確保した。集積前は、種子用の水田地帯の中に、個人所有の農地も点在していたが、種子用3品種の作付け地をまとめることができた。

地区内での集積率は9割以上となり、10㍎当たり3万6000円の地域集積協力の交付を受けた。交付金は総額約4600万円に上り、8条植え田植え機4台などの導入費に充てた。これまでは6条植え4台体制だったが、16年度からは8条植

え4台に拡充した。農地集積によって作業条件が向上したことも追い風となり、田植え機1台当たりの作業面積は従来の1.5倍の3㍎に拡大した。これまでに2週間程度掛かっていた田植えの作業時間は、約10日間に短縮できた。

たと話す。16年度は水稲種子85㍎、主食用米20㍎、牧草25㍎、稲発酵粗飼料（ホールクロップサイレージWCS）5㍎を生産。牧草とWCSは構成員の畜産農家10人に提供。水田活用の直接支払交付金で、牧草向けの10㍎3万5000円とWCS向けの10㍎8万円を得る。

代表の畠山一さん（61）は、1000万円以上の大口注文を始めた。JA加美よつばから値引きを受け、約100万円のコスト削減につながった。

■ここに注目

法人設立に当たり、JA宮城中央会やみやぎ農業振興公社などをつくる県担い手育成総合支援協議会の専門家派遣事業を活用した。司法書士や税理士を1人ずつ派遣してもらい、定款の作成や法人登記の仕方、労働時間に基づいて給料を支払う経理などを学び、必要な手続きを済ませた。後継者を確保するため、厚生年金や健康保険など社会保険制度の整備を視野に入れ、今後は同事業を通じ、社会保険労務士を派遣してもらうことも検討している。